

大和町第五次国土利用計画

令和4年3月

(令和8年3月改訂版)

大 和 町

大和町第五次国土利用計画

令和8年3月

目 次

前 文	-----	.. 1
1 町土の利用に関する基本構想	-----	.. 2
(1) 町土利用の基本理念	-----	.. 2
(2) 本町の概要	-----	.. 2
(3) 町土利用の課題	-----	.. 2
(4) 町土利用の基本方針	-----	.. 4
(5) 利用区分別の町土利用の基本方向	-----	.. 5
2 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	-----	.. 8
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	-----	.. 8
(2) 地域別の概要	-----	.. 10
(3) 地域区分図	-----	.. 13
3 本計画を達成するために必要な措置の概要	-----	.. 14
(1) 公共の福祉の優先	-----	.. 14
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	-----	.. 14
(3) 地域整備施策の推進	-----	.. 14
(4) 町土の保全と安全性の確保	-----	.. 14
(5) 環境の保全と美しい町土の形成	-----	.. 14
(6) 町土の有効利用の促進	-----	.. 15
(7) 土地利用転換の適正化	-----	.. 16
(8) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発	-----	.. 17
(9) 指標の活用	-----	.. 17

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を図ることを目的として、大和町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、宮城県国土利用計画（第六次）を基本とし、大和町第五次総合計画に即して改訂するものです。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化等により必要に応じ計画の見直しを行うものとします。

1 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来において町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動に共通した基盤です。公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的また社会経済的、文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境を確保するとともに、町土の均衡ある発展に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を図るものとします。

このため、大和町第五次総合計画（改訂版）を基本とし、都市と自然が調和した、多くの人が安全安心で豊かに暮らせる活力あるまちづくりを目指す町土利用を図っていきます。

(2) 本町の概要

本町は、宮城県のほぼ中央に位置し、総面積225.49km²の面積を有しており、町土の約7割が森林で、西部に県立自然公園船形連峰を有し、美しい自然に恵まれた町です。町のほぼ中央には吉田川が横断し、これに沿って広がる平坦地は、市街地と米作を中心とした農業地帯となっています。

一方、古くから仙台都市圏北部の拠点都市としての役割を担う本町には、商業業務機能、工業・流通業務機能などの都市機能が集積し、中心市街地である吉岡地区は土地区画整理事業による新市街地と宿場町の面影を残す旧来からの街並みが共存しています。また、仙台北部中核工業団地群や大和リサーチパークには自動車関連産業や高度電子機械産業を始めとしたものづくり産業が集積しているとともに、仙台市泉区と接する丘陵部に大規模な住宅団地を整備し、仙台都市圏のベッドタウンとしての役割も有していることから、就業地及び住宅地としての性格を有しています。

(3) 町土利用の課題

① 人口減少への対応

本町の人口は、令和2年国勢調査によると28,786人と増加傾向で推移していましたが、令和7年9月末現在27,979人（住民基本台帳）と減少に転じました。また、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2018年）推計）」によると、令和7年（2025年）をピークに人口が徐々に減少して令和32年（2050年）には26,953人になると推計されています。

このような人口減少や少子高齢化に伴う低未利用地や空き家の増加、離農等による農地や森林の荒廃、所有者不明の土地の増加などがやがて顕在化し課題になってくるものと考えられます。このため、将来を見越した誰もが暮らしやすい機能的なまちづくりを進めていく中で、適正な土地の管理に向けた新たな施策を講じ、持続可能な地域の構築を検討していくことが求められます。

また、人口減少社会においても、仙台都市圏へ人口や企業が集中しており、特に、工業用地等については、旺盛な需要が見込めることから、引き続きその動向を注視していきます。

② 仙台都市圏北部における拠点都市としてのまちづくり

本町は、仙台都市圏北部の拠点都市として工業系土地利用の推進と人口増加に関する施策を進めてきました。

今後は、本町の貴重な自然資源や歴史的文化遺産等との調和に配慮しながら、良好な居住環境を有する住宅地や富県みやぎの一翼を担うものづくり産業を牽引する工業地の整備、拡充を図ることが求められます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク（リモートワーク・在宅勤務等）への取組が進む等、多様化する働き方・暮らし方の変化に合わせたまちづくりが求められます。

③ 持続可能なまちづくり

本町は、仙台北部中核工業団地群等への企業進出に伴い、吉岡地区やもみじヶ丘・杜の丘地区において、安全で安心できる優良な住宅地の整備を進めてきました。しかし、既存の工業団地は企業の立地が進んだことから、需要に応じた新たな工業団地の整備が課題となっています。もう一方の基幹産業である農業においては、後継者不足や高齢化が進行していることから、担い手の育成と農地の大区画化等による有効活用により持続可能な農業の振興を図ることが課題となっています。

今後は、将来的な人口減少を考慮しながら、自然と調和のとれた良好な市街地環境の改善や付加価値が高い土地利用による持続可能なまちづくりが求められます。

④ 安全・安心の実現

本町は、急激な気候変動に起因する豪雨災害や土砂災害などの自然災害が頻発化・激甚化するなか、平成27年9月の関東・東北豪雨や令和元年10月の東日本台風により水害が発生し、吉田川流域の市街地や農地等において甚大な浸水被害を受けました。

今後は、河川改修や遊水地の整備による排水機能の強化や水田を利用した貯水機能の強化等の水害対策と、土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い地域における土地利用のあり方と対策など、安全・安心して暮らすことのできる防災機能の強化が求められます。

また、一級河川・吉田川の流域が令和5年7月に特定都市河川に指定されたため、1,000㎡以上の開発行為を実施する場合は、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となるか確認することが求められます。

⑤ 自然環境、景観、地域文化への配慮

本町は、県立自然公園船形連峰を代表とする「美しく豊かな自然」に恵まれており、町内外の来訪者に親しまれるとともに、森林資源は林業にも活用されています。また、既存の工業団地に近接する一部の区域等においては、工業団地や太陽光発電施設の設置等の開発行為が行われています。

今後は、森林が持つ多様な機能の活用と地域の自然環境や美しい景観との調和が求められるとともに、昔から受け継がれた多様な地域文化に配慮した、質の高い町土利用を図ることが求められます。

⑥ 町土の管理水準の向上

全国計画及び宮城県計画を踏まえ、目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」に基づく町の管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組を検討します。

また、適切な町土利用・管理を推進するため、地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を活用するとともに、町土の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより町土利用・管理の効率化・高度化を図る必要があります。

(4) 町土利用の基本方針

前記の課題を踏まえながら、宮城県国土利用計画（第六次）を基本とし、大和町第五次総合計画における基本構想に即して、以下の基本方針のもと、豊かな自然と生活の利便性及び産業基盤が調和した町土利用を進めます。

① 人口減少に対応可能な町土利用

町土利用は、まちづくりの基本理念や将来像が実現できるように、総合的かつ計画的に行うものとし、将来的な人口減少を想定し、安全で快適な活力のある地域の維持を図るものとします。このため、無秩序な開発を抑制する一方で、住宅や工業用地の需要を見極めながら、適正で最小限の土地利用転換を図ります。さらに、低未利用地の活用や公共施設の再配置等により、需要に応じた都市機能の最適化と居住の誘導を進めるとともに、自然と生活及び産業活動が調和した町土利用を図ります。農地については、担い手不足を考慮して、大区画化等による効率的な農業経営や農地管理を進めていきます。森林については、森林が持つ生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など多くの公益的機能を重視し、整備と保全、活用を適切に進めていきます。

② 持続可能な町土利用の推進

町土の自然資源は限られており、一旦改変した農地や森林は容易に元のように回復できないこと、また農地は食料供給の役割だけでなく洪水防止機能など多面的機能を有すること、森林も同様に多面的機能を有し、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の吸収や生物多様性などの公益的機能を持つことなどから、町土利用の推進には自然との共生への配慮が求められています。

町土の利用にあたっては、社会情勢の変化や多様化する町民のニーズに配慮し、仙台都市圏北部の拠点都市として、自然との調和に配慮しながら都市機能の集積と居住の誘導等による生活利便性の確保を図っていきます。住宅地については、安全安心や快適性、健康的な環境に配慮しながら質的向上を図ります。また、工業用地については需要に応じた工業用地の整備や公共施設等の配置を進めながら、活力があり豊かさを実感でき持続可能な町土利用を推進します。

③ 安全・安心を実現する町土利用

地球温暖化に伴う気候変動に起因する豪雨災害や土砂災害が激甚化・頻発化する中で、甚大な被害が繰り返される恐れが高まっているため、大和町国土強靱化地域計画に即し、事前防災や減災及び迅速な復旧復興等に資する土地利用の推進を図っていく必要があります。このようなことから、河道掘削や堤防整備、農地や農業水利施設の活用など流域の関係者が連携して取り組む流域治水の推進、森林が持つ水源涵養機能や二酸化炭素吸収機能や土砂災害等の防止機能などの強化維持を図っていきます。さらに、土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域に対する土地利用の対策、防災機能の強化等を進め、安全で安心できるまちづくりに努めます。

④ 地域の自然環境や美しい景観、地域文化を活かす町土利用

町の西部は豊かな自然環境に恵まれ、県立自然公園船形連峰に指定されており、特有の山並みが美しい七ツ森は町のシンボルとなっています。南川ダム周辺には公園や観光施設等が整備され、春には七ツ森湖畔公園花まつりが開催されるなど、観光スポットとして多くの人々に親しまれています。また、町内には様々な伝統行事や文化芸能が継承されています。

このことから、地域における自然特性や里山景観、良好な田園風景などに配慮し、豊かな自然環境や景観の保全と活用を図るとともに、市街地等においては良好な街並み景観の創出に努めるなど、豊かさや美しさを実感できるまちづくりに努めます。また、町内に伝承されている文化や伝統芸能の活動拠点となる場所や地域の環境の維持と保全を図り、地域特有の文化芸能の担い手育成を推進し、将来への継承に努めます。

(5) 利用区分別の町土利用の基本方向

① 農 地

農地については、現在、吉田地区農地整備事業が進められており、おおむね町内全域においてほ場整備事業等の農業基盤整備が完了していますが、老朽化している農業用施設等が散見され、今後の農業継続を図るため、再整備を推進しています。

地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を実現するため、集約化を進めるとともに、今後も、農産物生産基地としての機能の維持増進に努め、食料需給の動向に対応した農地の効率的な利用と生産性の向上を図ります。また、省力化を図り少人数で効率的な農業経営及び農地管理が可能となるよう、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の推進や一層の農地集積・集約を進め、先進的な農業経営体を育成し、生産性の向上と地域経済の活性化を推進します。さらに、良好な生活環境を形成していく上での緑地環境として果たす農地の多面的機能を考慮し、都市地域との調和を図るとともに、水田については貯水機能による流域治水を推進していきます。

② 森 林

森林については、町土の約7割を占め、県内有数の森林資源を有していることから、木材生産等の経済的機能及び町土保全、水源かん養、大気浄化や地球温暖化の防止などの環境の保全、

さらには自然学習、レクリエーションの場等の公益的機能を総合的に発揮するよう、地域社会の活性化に配慮しつつ、総合的な利用を行います。このため、適切な保育・間伐などの各種事業などの必要な森林の整備を行いながら、林業の振興を推進します。

また、再生可能エネルギー発電施設用地への転換等、脱炭素社会の構築において必要となる森林開発については、各種法規制やガイドラインに則し、生態系や景観への配慮も含めた適正な土地利用が行われるよう必要な調整を行います。

③ 原野等

原野のうち、貴重な動植物が生息する湿原など、良好な自然環境を有する地域は、将来にわたりその保全を図るものとします。

その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適切な利用を進めます。

④ 水面、河川、水路

水面については、災害防止及び多目的な水需要に対応した水資源の確保、水質保全対策による汚濁の防止等に努め、水辺空間の有効利用と親水性の向上を図ります。

河川については、町土の保全と災害の防止及び河川周辺における開発の進展の状況から無堤地区における河川の改修を積極的に図ります。また、河川が本来持つ生物の生息・生育環境や景観など自然環境の保全と活用を基調とする河川環境の整備に努めるとともに、親水空間の確保等、河川が併せ持つ機能を活かした適切な保全と活用を図ります。

農村部においては、農地の生産性の向上を図るため、必要な用排水路の整備等を進めるとともに、河川への排水機能の向上を図ります。

⑤ 道 路

道路については、広域交通ネットワークを軸とした道路体系を確立し、町土の有効利用及び良好な生活基盤等の整備に必要な用地の確保に努めます。また、円滑な交通流動の確保や利便性・安全性等の向上のほか、火災等災害の範囲の抑制、避難と救援、街並み景観形成など道路が併せ持つ機能に十分配慮した道路整備を推進します。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上及び農林地の適切な管理を図るため、必要な用地の確保に努めるとともに、整備にあたっては自然環境に配慮します。

⑥ 宅 地

住宅地については、需給バランスを考慮しながら、仙台都市圏北部における拠点都市として、地域特性や防災性に配慮した望ましい居住水準と良好な居住環境を確保するとともに、必要な用地の整備を図ります。既成市街地については、未利用地の宅地化やオープンスペースとしての整備に努め、良好な居住環境の創出を図ります。また、快適な居住環境の確保と地域の水環境の維持向上を図るため、適切な污水处理施設の整備及び維持管理を推進します。

工業用地については、町土の均衡ある発展を目指して今後も用地需要に柔軟に対応することとします。公害の防止及び工場緑地の確保など地域の環境保全等に配慮しながら、仙台北部道路、県道大衡仙台線の整備効果も背景とし、新たな工業用地の検討を進めます。

その他の宅地（店舗、事務所等）については、土地利用の高度化、中心商業地の活性化及び良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な生活関連施設用地の確保を図ります。

⑦ 公共施設等用地

文教施設、厚生福祉施設、公園、その他の公共・公益施設の用地については、町民生活のニーズの多様化、交通の利便性、災害時に速やかな避難が可能であることや環境の保全に配慮しながら、必要規模の用地確保を図ります。

⑧ その他

町の北西部一帯には、王城寺原大演習場があり、町土の約7%を占めています。また、ゴルフ場等のレクリエーション施設、大規模太陽光発電施設等については、関連する法規制や計画等との整合を図りつつ、環境や防災面を優先に機能を維持することを基本とします。

なお、低未利用地については、町土の有効利用及び環境保全の観点から、計画的な土地利用を図るとともに、管理不全農地については現況を調査し、農地として利用可能なものについて活用を図っていきます。

2 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ① 計画の基準年次は令和2年(2020年)とし、目標年次は令和13年(2031年)とします。利用区分別土地利用面積は、令和5年(2023年)の現況値を基準に目標年次の面積を想定します。
- ② 町土の利用に関し、基礎的な前提となる人口は平成27年を基準とし、大和町第五次総合計画で掲げる目標人口に即して令和13年に30,000人とします。また、世帯数は13,100世帯と想定します。
- ③ 町土の利用区分は、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」及び「その他」の地目区分とします。また、「市街地」は「国勢調査」の定義による人口集中地区とします。
- ④ 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況とその推移についての調査に基づき、将来人口等を前提として、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と合わせ、総合的な調整を行い定めるものとします。
- ⑤ 町土の利用に関する基本構想に基づく令和13年の利用区分ごとの規模の目標は次頁の表のとおりです。

なお、以下の目標数値は、今後の社会経済動向の変動に応じて弾力的に理解されるべき性格のものであります。

表 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

区 分	基準年 (令和2年)	中間年 (令和5年)	目標年 (令和13年)	構 成 比		
				基準年 (令和2年)	中間年 (令和5年)	目標年 (令和13年)
農 地	2,234	2,198	2,166	9.9	9.7	9.6
田	2,060	2,010	1,983	9.1	8.9	8.8
畑	174	188	183	0.8	0.8	0.8
森 林	15,858	15,889	15,878	70.3	70.5	70.4
原 野 等	396	396	396	1.8	1.8	1.8
水面・河川・水路	797	794	799	3.6	3.5	3.5
道 路	687	692	705	3.0	3.1	3.1
一 般 道 路	459	462	475	2.0	2.1	2.1
農 道	176	175	175	0.8	0.8	0.8
林 道	52	55	55	0.2	0.2	0.2
宅 地	916	937	961	4.1	4.1	4.3
住 宅 地	446	451	457	2.0	2.0	2.1
工 業 用 地	209	242	257	0.9	1.0	1.1
そ の 他 の 宅 地	261	244	247	1.2	1.1	1.1
そ の 他	1,661	1,643	1,644	7.4	7.3	7.3
合 計	22,549	22,549	22,549	100.0	100.0	100.0
市 街 地	465	-	492	2.1	-	2.2

注(1) 令和2,5年の面積は、「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、各年4月1日現在)による。

(2) 市街地は国勢調査の定義による人口集中地区である。令和2年の市街地は令和2年国勢調査による。

(3) 端数処理の関係上、合計が必ずしも一致しない。

(2) 地域別の概要

地域の区分については、本町における自然的、社会的、経済的諸条件等を勘案し、中央部地域、西部地域、南部地域、東部地域及び北東部地域の5地域とし、それぞれのおおむねの範囲は下表のとおりとします。

表 地域の区分と地域の範囲

地域の区分	地域の範囲
中央部地域	吉岡の一部、吉田の一部、落合の一部
西部地域	吉岡の一部、宮床の一部、吉田の一部
南部地域	宮床の一部
東部地域	鶴巣の全部、落合の一部
北東部地域	落合の一部

計画の目標年次、基準年次は(1)に準じるものとします。

令和13年(2031年)時における町土地利用の概要は次のとおりです。

① 中央部地域

中央部地域は、吉岡南、吉岡南第二、吉岡東及び大和インター周辺の土地区画整理事業により、住宅、店舗、事業所などが集中する中心市街地が形成され、本町のみならず黒川圏の中心的機能を果たしています。また、吉岡西部地区において流通系と居住系の整備を目的とした土地区画整理事業を施行しています。

さらに、本町の中心市街地として、また仙台都市圏北部における拠点都市として、道路、公園、下水道等の都市施設の整備に努め、利便性の高い良好な居住環境を形成していくとともに、商業・流通業務機能の集積による活力ある賑わいの充実と発展を図っていきます。

② 西部地域

西部地域は、船形山や七ツ森など特徴的な自然形態を有する森林が広がる地域で、大部分が県立自然公園船形連峰に指定され、美しい自然に恵まれた本町のシンボルとなっている地域です。また、町指定史跡の信楽寺跡、町指定有形文化財の旧宮床伊達家住宅、原阿佐緒生家、船形山神社などの歴史的文化遺産、田園や里山が織りなす景観、七ツ森湖や船形連峰などの観光資源を有しており、多くの観光客が訪れています。さらに、スポーツの拠点である総合運動公園には、町内外の利用者が訪れスポーツに親しんでいます。

今後は、これらの豊富な自然資源の保全を図りながら、ダム周辺は観光・交流ゾーンとして位置づけ、恵まれた自然環境を活かした体験型観光や森林環境学習などのニーズを踏まえた整備を推進します。また、豊富な林産資源を活かした林業や吉田川流域沿いに広がる優良農地を活用した農業、「伊達いわな」などの内水面漁業の振興を図りながら、農林漁業と一体となった観光資源開発により、広域的な観光・レクリエーション拠点の整備を推進します。

③ 南部地域

南部地域は、仙台市及び富谷市と接する丘陵部を主体とする地域であり、仙台方面との交通の利便性の良さと、仙台方面からの外延的市街地の拡大に対応するため、良好な自然と調和した大規模な宅地開発を進めてきました。また、仙台市に隣接し、東北縦貫自動車道泉インターチェンジ、仙台北部道路富谷インターチェンジ、国道4号及び県道大衡仙台線に近接する好条件を活かし、先端技術産業等の企業が集積する大和リサーチパークを整備しています。

今後は、宅地需要の動向を踏まえながら、周辺の土地利用や農業生産環境との調整と防災に配慮しつつ、交通の利便性を活かした住宅地や工業団地の整備を検討していきます。

④ 東部地域

東部地域は、吉田川、竹林川、西川、身洗川及び小西川沿いに整備された農地が広がり、県内有数の穀倉地帯となっています。水田の後背はなだらかな丘陵地帯で、優良な山砂の採取地として利用されています。また、東北新幹線が地域の東側を、平行するように東北縦貫自動車道が地域の西側を、南北に縦断しています。本地域は、東北縦貫自動車道と県道塩釜吉岡線の交差部にある大和インターチェンジに隣接するため、高速道路への交通利便性が極めて高くなっています。さらに、富谷市及び利府町に接する丘陵部に整備された仙台北部道路は2車線区間の4車線化が進められており、富谷ジャンクションのフルジャンクション化も事業化されたことから、今後は仙台北部中核工業団地に隣接する丘陵地や、しらかし台インターチェンジ周辺の市街化のニーズが高まるものと想定されます。

このような地域特性を踏まえ、農地については内水対策の推進などにより保全を図り、今後も当地域の基幹産業として農業振興を図っていきます。また、丘陵地帯においては、開発の高まりに応じて周辺の環境や土地利用との調整を図りながら、工業団地等の整備についての検討を行います。

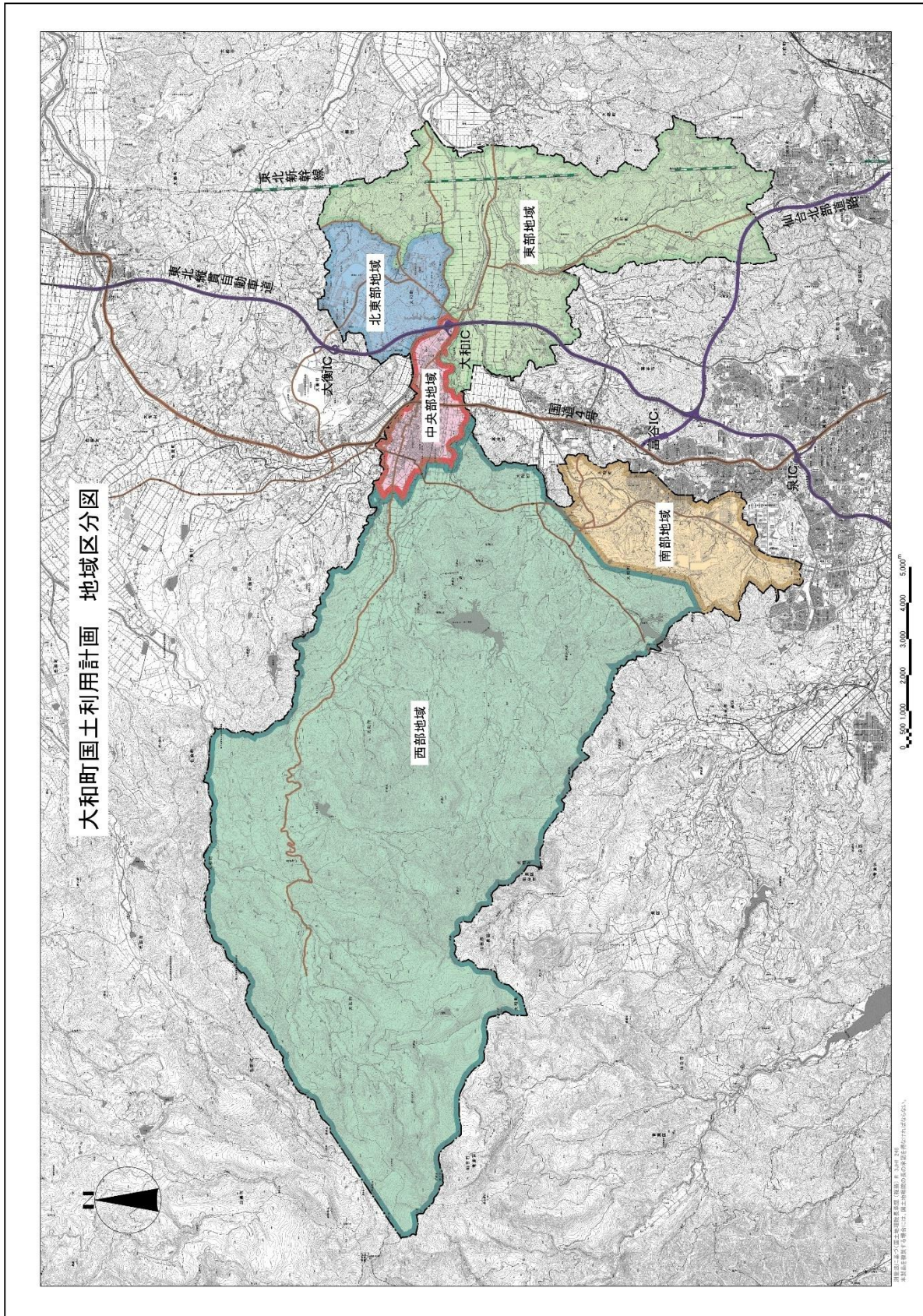
当地域は、今後も山砂の採取や新たな市街地開発による森林の形状の変更が予想されることから、災害の防止や水源かん養、環境の保全等に十分配慮しながら町土利用を進めます。

⑤ 北東部地域

北東部地域は、本町の発展を牽引する「みやぎの中核都市」の中心的な地域として、東北縦貫自動車道大和インターチェンジ及び大衡インターチェンジへのアクセスが良く、高速道路の利用に好条件の立地条件を活かした第一仙台北部中核工業団地及び大和流通・工業団地の整備や周辺道路の機能強化を図るとともに、自動車関連産業をはじめとする企業誘致に努めた結果、企業の立地、集積が進み、現在は団地内の工業用地が完売となっています。

今後は、自動車関連産業や高度電子機械産業等の企業立地動向を見極め、農業生産環境や埋蔵文化財、周辺土地利用との調整や里山景観との調和を図りながら、第一仙台北部中核工業団地周辺地区において工業団地整備を検討します。さらに、産学官民連携のもと、仙台都市圏北部における先端技術産業の集積地域の形成を図り、生産拠点として一層の基盤強化に努めます。

(3) 地域区分図



3 本計画を達成するために必要な措置の概要

本計画を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

(1) 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の特性に応じて適正な利用が図られるように、各種の規制措置、誘導措置等を通じて総合的な対策の実施を図ります。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、及びこれらに関連する土地利用関係法の適切な運用を行い、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図ります。

(3) 地域整備施策の推進

仙台北部中核都市の実現と町土の均衡ある発展のために、広域幹線道路や生活道路等の交通網の整備、生活関連施設及び市街地などの環境整備等に関する諸施策について、各地域の特性を活かしながら、地域間の調和や現存する恵まれた自然環境との調和と保全に留意しつつ、質の高い生活環境と工業生産環境の整備を推進するとともに、農業基盤の維持保全を図ります。

(4) 町土の保全と安全性の確保

- ① 町土の保全、自然環境の保全、文化財の保護、歴史的風土の保全、災害に対する安全性の確保、公害防止等を図るため、土地利用の適正な誘導と開発行為の適切な指導等により、総合的かつ計画的な町土利用を推進します。
- ② 町土の安全性の向上を図るため、公益的機能が高い優良な森林の保全、治山施設の整備や治水・利水施設整備等の諸施策を推進し、自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ③ 大和町国土強靱化地域計画に基づき、防災基盤の整備、地域住民の参画による地域防災力の強化、災害ハザードマップ等による危険地域に関する情報提供等を進め、ハード面とソフト面を融合させ、総合的に安全性の確保を図ります。

(5) 環境の保全と美しい町土の形成

- ① 本町の社会的特性や大気、水、土地、生物、景観等の恵まれた自然的環境の保全に配慮した町土の形成を図るとともに、森林が持つ二酸化炭素吸収機能により地球温暖化対策に資するよう、森林の保全に努めます。
- ② 自然災害、水質汚濁、大気汚染等の公害防止及び自然環境の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、適正な土地利用規制及び開発行為等の規制を行います。
- ③ 良好な生活環境の形成を図るため、町土の恵まれた自然環境の保全、土地利用の適正化及び街並み景観の形成に努めます。
- ④ 環境の保全を図るため、住居系、商業系、工業系の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導や、緩衝緑地帯の設置に努めます。

- ⑤ 循環型社会の形成を促進するため、廃棄物の3R（発生抑制 [リデュース]、再使用 [リユース]、再生利用 [リサイクル]）を一層進め、廃棄物の不法投棄等の不適正な処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

（6）町土の有効利用の促進

① 農地

農地は、優良農地の確保及び保全に留意しながら、農地の流動化、利用集積を促進し荒廃農地の発生を抑制するとともに、防災や環境保全等の多面的機能にも配慮した上で、担い手不足を考慮した省力・低コスト技術農業の導入・展開に努め、効率的かつ安定的な農業経営を推進します。

② 森林

森林は、水源かん養、災害の防止、環境の保全等の公益的機能を有しており、その育成には長期間を要するため、森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進することにより、森林の持つ多面的機能の健全な発揮を促進するとともに、リモートセンシング等のデジタル技術や地理空間情報を活用しながら、森林資源の維持・整備を推進します。また、土地利用転換を行う場合には、災害の発生や、環境悪化等の公益的機能低下を防止することに十分に配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

③ 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、防災や水質の維持・保全に資するよう、既存施設の適正な維持管理に加え、必要な機能の増進に係る整備を関係機関に要望するとともに、町土の強靱化に着実に取り組み、災害防止に努めます。また、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築を図り、水質の保全・再生及び地域の景観に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善など多様な機能の維持・向上に配慮します。

④ 道路

地域の均衡ある発展と土地利用の高度化を図るため、防災や都市機能の維持、地域間交流の促進、産業振興等の観点から幹線道路を軸とする道路ネットワークの確立と、施設の適切な維持管理及び更新を通じて安全性、利便性を確保しながら、地域の景観や街並みに配慮した道路整備を推進します。また、農林業の生産性の向上及び農地及び森林の適正な管理を図るため、既存用地の適正な管理による持続的利用と併せて、自然環境との調和に配慮した農林道の整備を図ります。

⑤ 住宅地

住宅地は、人口の減少が予測されるなか、より快適で利便性の高いまちづくりを行うものとし、土地区画整理事業等の計画的な宅地開発による供給に努めます。また、既存住宅地においては、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を促進し、低未利用地の有効利用等による

緑地空間やオープンスペース、地域福利増進施設等の確保や生活道路の整備を進めるなど、良好な居住環境の確保を図ります。

⑥ 工業用地

工業用地は、無秩序な開発を抑制する一方で、就業機会の確保及び地域人口の定住化に向けた施策を進めるため、周辺の土地利用や環境との調和に配慮しながら、新たな工業用地の需要に柔軟に対応した検討を行います。

⑦ その他の宅地

その他の宅地は、仙台北部中核都市の実現を目指し、地域経済社会の維持及び発展において必要な商業機能の充実と拠点性が高まるように計画的な立地誘導を促進します。

⑧ 低未利用地

低未利用地は、土地利用関係法制度を踏まえつつ、町土の有効利用及び町土保全の観点から、地域の活力と良好な社会経済の維持に向けた利活用を推進します。

⑨ 以上のほか、教育施設、公園・緑地等の公共・公益施設やレクリエーション施設については、適正な配置とその用地の確保に努めます。

(7) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合は、一旦転換した後に元に戻すことは困難であることから、その影響の大きさに十分留意した上で、地域の社会経済の動向や周辺の土地利用の状況、その他の自然的・社会的条件を考慮し、適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を常に把握し、必要に応じた速やかな計画の見直しなどの適切な措置を講じます。さらに、効率的な町土利用の観点から、低未利用地の有効活用を優先するものとします。

① 農地

食料生産の確保、農業経営の安定、地域景観や自然環境等へ及ぼす影響に配慮し、優良農地の確保及び保全に留意しながら、防災や環境保全等の多面的機能にも配慮した上で、他の土地利用との計画的な調整を図ることとします。

② 森林

自然災害による被害を最小限にするとともに、自然豊かな美しい町土づくりの観点から、災害防止や環境の保全といった公益的機能の低下を防止することに十分配慮し、公益的機能が高い森林の保全に努め、土地利用転換によって生じる悪影響を排除する措置の確実な履行に留意した上で、周辺の土地利用との調整を図ることとします。

③ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換に当たっては、周辺地域も含め事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、周辺環境の保全等に留意し、周辺の土地利用との調整を図ることとします。また、地域住民の意向や地域の実情等を踏まえて適切に対応するとともに、本町の総合計画等の地域づくりの総合的な計画等との整合を図ることとします。

④ 農地と宅地の混在する地域等

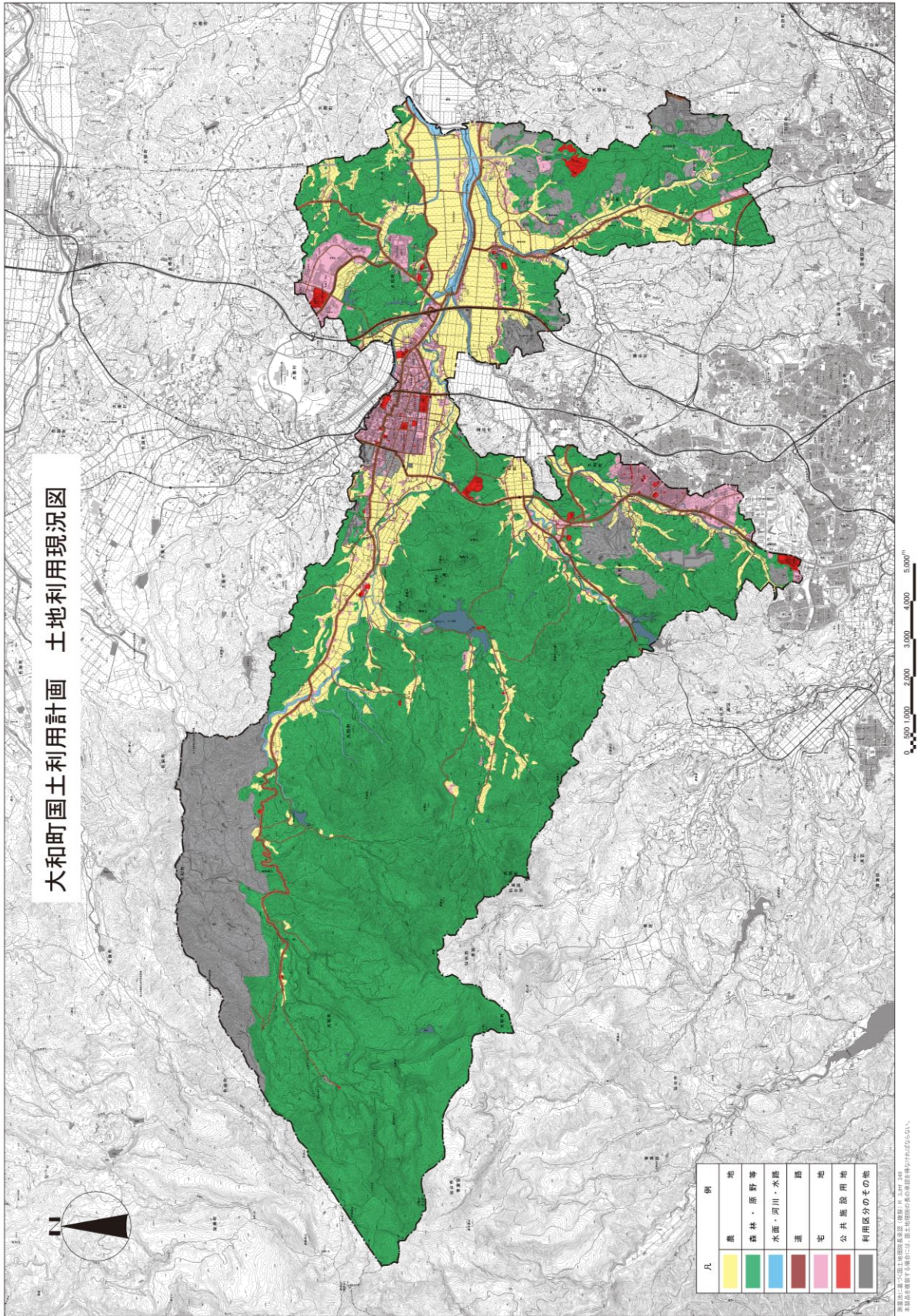
農地と宅地が混在する地域等は、土地利用の転換が無秩序に進む場合が多く見られることから、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、農地と宅地が相互に調和する秩序ある土地利用を図ることとします。

(8) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発

町土を科学的かつ総合的に把握するため、必要に応じて町土利用の実態調査等、基礎的な調査を行います。また、町民による町土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

(9) 指標の活用

持続可能な町土の管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図ります。また、今後の町土利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じて計画の点検と管理運営を行います。



大和町第五次国土利用計画

参 考 資 料 (案)

令和4年3月

(令和8年3月改訂版)

大 和 町

【 参 考 資 料 目 次 】

(1) 計画策定の経緯	23
(2) 町土の利用区分の定義及び把握方法	24
(3) 主要指標の見とおし	28
(4) 利用区分ごとの規模の目標	29
(5) 利用区分別土地利用面積の推移（平成26年～令和5年）	30
(6) 利用区分別土地利用面積の推移（構成比：平成26年～令和5年）	31
(7) 農地面積の推移と目標	32
(8) 森林面積の推移と目標	33
(9) 農地、森林面積の推移と目標	34
(10) 原野等面積の推移と目標	35
(11) 水面・河川・水路面積の推移と目標	36
(12) 道路面積の推移と目標	37
(13) 宅地面積の推移と目標	38
(14) 住宅地面積の推移と目標	39
(15) 工業用地面積の推移と目標	40
(16) その他の宅地面積の推移と目標	41
(17) 「その他」の面積と現況と目標	42
(18) 市街地の人口と面積	42
(19) 利用区分別転換マトリックス表 （令和5年[2023年]～令和13年[2031年]）	43
用語解説	44

(1) 計画策定の経緯

年 月 日	会 議 等	内 容 等
令和7年4月～6月	基礎資料の収集・基礎調査	各種関連計画の把握 主要指標の見通し調査 第五次計画(前期)の実施状況調査 等
令和7年5月30日	大和町国土利用計画策定委員会	計画改定の趣旨等について説明 土地利用転換区域について協議
令和7年8月14日	大和町国土利用計画策定部会	計画改定の趣旨等について説明 土地利用転換区域について確認依頼
令和7年11月6日	大和町国土利用計画策定委員会	計画草案について協議 土地利用転換区域について協議
令和7年11月19日	大和町国土利用計画策定部会	計画草案について校正依頼 土地利用転換区域について確認依頼
令和7年11月20日	大和町議会総務常任委員会	計画草案について説明
令和7年11月25日	大和町総合計画審議会	計画草案について協議
令和7年12月2日	大和町国土利用計画策定部会	計画素案について協議 土地利用転換区域について協議
令和7年12月4日	大和町議会全員協議会	計画素案について説明
令和7年12月10日～ 令和7年12月22日	町民説明会 (町内各地区で計6回実施)	計画素案について説明
令和7年12月24日～ 令和8年1月23日	パブリックコメント	計画素案に関する意見公募
令和8年1月16日～ 令和8年2月13日	宮城県への意見照会	計画素案に関する事前調整
令和8年2月10日	大和町国土利用計画策定委員会	計画原案作成に向けた協議
令和8年2月17日	大和町議会総務常任委員会	町民説明会・パブリックコメント 結果について説明
令和8年2月18日	大和町総合計画審議会	計画原案について協議
令和8年3月2日	大和町議会全員協議会	計画原案について説明
令和8年3月23日	大和町総合計画策定委員会	計画の改訂

(2) 町土の利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定 義	把握方法
1 農 地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	「作物統計」(農林水産省)の耕地面積のうち「田」及び「畑」の合計。
2 森 林	国有林と民有林の合計である。 なお、林道面積は含まない。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林 <ul style="list-style-type: none"> イ 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。 ロ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。 ハ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。 	<p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」(うち、林道及び貸地内の採草放牧地の面積を除く。)の合計である。</p> <p>東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」の合計である。</p> <p>関係地方行政機関照会</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定めるもの。 	<p>県林業振興課照会 地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林の合計である。</p>
3 原野等 (原野、採草放牧地)	農地法第2条第1項に定める採草放牧地(農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの)と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林(ただし林野庁所管分に限る)を除いた面積の合計。	<p>以下の算式により面積を算出する。 「森林以外の草生地(合計)※1」－「森林以外の草生地(国有のうちの林野庁)※1」＋「採草放牧地(国有林野貸付使用地)※2」 ※1「世界農林業センサス」又は「農林業センサス」より求める。 ※2「国有林野事業統計書」による。</p>

利用区分	定 義	把握方法
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
(1) 水 面	<p>湖沼（天然湖沼及び人造湖）並びにため池の満水時の水面。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然湖沼 面積 10ha 以上の天然湖沼を対象とする。 ・ 人造湖 堤高 15m 以上のダムで、各年4月1日時点で竣工しているものを対象とする。 ・ ため池 堤高 15m 未満の農業用ため池である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100ha 以上：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）の湖沼面積による。 ・ 10ha 以上 100ha 未満：「第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）（図測等により補完）による。 「ダム年鑑」（（財）日本ダム協会）の湛水面積（図測等により一部補完）。 <p>「ため池台帳」（県農村振興課）。</p>
(2) 河 川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	河川現況調査及び河川管理総括資料を基に、河川改修実績等による変化量を加減（県河川課照会）。
(3) 水 路	農業用排水路。	<p>以下の算式により面積を算出する。</p> $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})$
5 道 路	一般道路、農道及び林道の合計である。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	「道路統計年報」の基礎資料（県道路課照会）。
(2) 農 道	ほ場内農道及びほ場外農道の合計である。	<p>ほ場内農道面積及びほ場外農道面積は、以下の算式により算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場内農道面積 = 水田地域におけるほ場内農道面積（A）+ 畑地域におけるほ場内農道面積（B） $A = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})$ $B = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ ・ ほ場外農道面積 = 一定要件農道の延長 × 一定幅員

利用区分	定 義	把握方法
(3) 林 道	<p>国有林林道及び民有林林道の合計のうち、林道規定第4条の自動車道を対象とする。</p>	<p>国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて面積を算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林林道の延長 「国有林野事業統計書」における自動車道の延長を用いる。 ・ 民有林林道の延長 「森林・林業統計要覧」の民有林の延長を用いる。
6 宅 地	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積に非課税地籍を加えたもの。(村落地区については、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正量を推計し、加える。)</p>
(1) 住宅地	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p>	<p>○「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積(村落地区については、地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。)</p> <p>○公営住宅用地及び公務員住宅用地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県営住宅用地：「財産現在高明細書」(県管財課) ・ 市町村営住宅用地：県市町村課照会 ・ 国家公務員住宅用地：国有財産情報公開システム(財務省ホームページ) ・ 県職員住宅用地：「財産現在高明細書」(県管財課) ・ 市町村職員住宅用地：各市町村照会

利用区分	定 義	把握方法
(2) 工業用地	「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」にいう「事業所敷地面積」を全事業所敷地面積に補正したもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員 30 人以上の事業所敷地面積：「工業統計調査」の事業所敷地面積（県統計課照会） ・ 従業員 29 人以下の事業所敷地面積：以下の算式により算出。 （従業員 29 人以下事業所の製造品出荷額等）÷（従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額等）×（従業員 30 人以上事業所の敷地面積）。
(3) その他の宅地	「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地（事務所在地、店舗用地等）。	「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を差し引いた面積。
7 その他	町土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	
8 町土面積		「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）。
9 市街地	「国勢調査」による人口集中地区（DID）である。（町の区域内で人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上の調査区がたがいに隣接して、その人口が5,000人以上となる地域である。）	「国勢調査」。

資料：土地利用の現況と施策の概要（宮城県国土利用計画管理運営資料）

(3) 主要指標の見とおし

区 分	実 数		目 標	構 成 比 (%)			伸 び 率 (%)		年 率 (%)	
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和13年 (2031年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和13年 (2031年)	R2/H27	R13/R2	R2/H27	R13/R2
1 総人口 (人)	28,244	28,786	30,000	100.0	100.0	100.0	101.9	104.2	0.4	0.4
0～14歳 (人)	4,274	4,115	5,000	15.1	14.3	16.7	96.3	121.5	△ 0.8	1.8
15～64歳 (人)	17,602	17,601	17,400	62.3	61.1	58.0	100.0	98.9	△ 0.0	△ 0.1
65歳以上 (人)	5,952	6,502	7,600	21.1	22.6	25.3	109.2	116.9	1.8	1.4
年齢不詳 (人)	416	568	—	1.5	2.0	—	—	—	—	—
2 総世帯数 (世帯)	10,177	11,441	13,500	—	—	—	—	118.0	—	1.5
3 就業者数 (人)	17,742	14,510	16,460	100.0	100.0	100.0	81.8	113.4	△ 3.9	1.2
第1次産業 (人)	709	630	470	4.0	4.4	2.9	88.9	74.6	△ 2.3	△ 2.6
第2次産業 (人)	7,084	4,806	6,970	39.9	33.1	42.3	67.8	145.0	△ 7.5	3.4
第3次産業 (人)	9,687	8,764	9,020	54.6	60.4	54.8	90.5	102.9	△ 2.0	0.3
分類不能の産業 (人)	262	310	—	1.5	2.1	—	—	—	—	—
4 町内総生産額 (百万円)	170,782	247,206	417,580	100.0	100.0	100.0	144.7	168.9	7.7	4.9
第1次産業 (百万円)	1,194	1,160	1,180	0.7	0.5	0.3	97.2	101.7	△ 0.6	0.2
第2次産業 (百万円)	97,537	154,790	319,150	57.1	62.6	76.4	158.7	206.2	9.7	6.8
第3次産業 (百万円)	72,260	92,171	97,250	42.3	37.3	23.3	127.6	105.5	5.0	0.5
輸入品に課される税・関税 (総資本形成に係る消費税控除後) (百万円)	△ 209	△ 915	—	△ 0.1	△ 0.4	—	437.8	—	34.4	—
5 工業出荷額 (百万円)	379,744	689,181	873,660	—	—	—	181.5	126.8	12.7	2.2
6 町民所得の分配 一人当たり町民所得 (万円)	327	299	503	—	—	—	91.4	168.6	△ 1.8	4.9

注1) 人口、世帯及び就業者の実数は、国勢調査による。

注2) 町内総生産額及び一人当たり町民所得の実数は、宮城県市町村民経済計算（宮城県企画部）による。

注3) 工業出荷額の実数は、宮城県の工業による製造品出荷額等である。

注4) 令和13年の人口は、大和町第五次総合計画による。

注5) 令和13年の世帯数及び就業者数、町内総生産額、工業出荷額、一人当たり町民所得は、大和町第五次国土利用計画の試算である。

(4) 利用区分ごとの規模の目標

利用区分	大 和 町								
	面 積 (ha)			構 成 比 (%)			増減 (ha)	伸び率 (%)	年率 (%)
	基準年 令和2年 (2020年)	中間年 令和5年 (2023年)	目標年 令和13年 (2031年)	基準年 令和2年 (2020年)	中間年 令和5年 (2023年)	目標年 令和13年 (2031年)	R13-R2	R13/R2	R13/R2
農地	2,234	2,198	2,166	9.9	9.7	9.6	△ 68.0	97.0	△ 0.3
田	2,060	2,010	1,983	9.1	8.9	8.8	△ 77.0	96.3	△ 0.3
畑	174	188	183	0.8	0.8	0.8	9.0	105.2	0.5
森林	15,858	15,889	15,878	70.3	70.5	70.4	20.0	100.1	0.0
原野等	396	396	396	1.8	1.8	1.8	0.0	100.0	0.0
水面・河川・水路	797	794	799	3.5	3.5	3.5	2.0	100.3	0.0
水面	224	224	224	1.0	1.0	1.0	0.0	100.0	0.0
河川	440	440	446	2.0	1.9	2.0	6.0	101.4	0.1
水路	133	130	129	0.6	0.6	0.5	△ 4.0	97.0	△ 0.3
道路	687	692	705	3.0	3.1	3.1	18.0	102.6	0.2
一般道路	459	462	475	2.0	2.1	2.1	16.0	103.5	0.3
農道	176	175	175	0.8	0.8	0.8	△ 1.0	99.4	△ 0.1
林道	52	55	55	0.2	0.2	0.2	3.0	105.8	0.5
宅地	916	937	961	4.1	4.1	4.3	45.0	104.9	0.4
住宅地	446	451	457	2.0	2.0	2.1	11.0	102.5	0.2
工業用地	209	242	257	0.9	1.0	1.1	48.0	123.0	1.9
その他の宅地	261	244	247	1.2	1.1	1.1	△ 14.0	94.6	△ 0.5
その他	1,661	1,643	1,644	7.4	7.3	7.3	△ 17.0	99.0	△ 0.1
合計	22,549	22,549	22,549	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
市街地	465	-	492	2.1	-	2.2	27.0	105.8	0.5

注1) 令和2年及び5年の面積は、「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 市街地は「国勢調査」の定義による人口集中地区(D I D)である。

(5) 利用区分別土地利用面積の推移（平成26年～令和5年）

(単位：ha)

利用区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	基準年 令和2年	令和3年	令和4年	中間年 令和5年
農地	2,471	2,427	2,393	2,310	2,282	2,238	2,234	2,198	2,185	2,198
田	2,240	2,200	2,170	2,110	2,090	2,060	2,060	2,020	2,010	2,010
畑	231	227	223	200	192	178	174	178	175	188
森林	16,058	16,008	15,987	15,966	15,936	15,864	15,858	15,876	15,897	15,889
国有林	4,892	4,847	4,789	4,800	4,812	4,821	4,829	4,837	4,846	4,857
民有林	11,166	11,161	11,198	11,166	11,124	11,043	11,029	11,039	11,051	11,032
原野等	427	427	396	396	396	396	396	396	396	396
水面・河川・水路	805	803	802	799	798	797	797	795	794	794
水面	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224
河川	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440
水路	141	139	138	135	134	133	133	131	130	130
道路	680	690	692	689	687	687	687	686	691	692
一般道路	445	456	457	456	457	459	459	459	462	462
農道	186	185	183	181	178	176	176	175	174	175
林道	49	49	52	52	52	52	52	52	55	55
宅地	862	878	888	893	909	915	916	925	936	937
住宅地	424	431	437	441	443	445	446	448	450	451
工業用地	175	171	171	171	249	251	209	181	242	242
その他の宅地	263	276	280	281	217	219	261	296	244	244
その他	1,246	1,316	1,391	1,496	1,541	1,652	1,661	1,673	1,650	1,643
合計	22,549	22,549	22,549	22,549	22,549	22,549	22,549	22,549	22,549	22,549
市街地	—	307	—	—	—	—	465	—	—	—

注1) 「宮城県国土利用計画管理運営資料」（宮城県、4月1日現在）による。

注2) 平成27年、令和2年の市街地は市街地は「国勢調査」の定義による人口集中地区（DID）である。

(6) 利用区分別土地利用面積の推移（構成比：平成26年～令和5年）

(単位：%)

利用区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	基準年 令和2年	令和3年	令和4年	中間年 令和5年
農地	11.0	10.8	10.6	10.2	10.1	9.9	9.9	9.8	9.7	9.7
田	9.9	9.8	9.6	9.4	9.3	9.1	9.1	9.0	8.9	8.9
畑	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
森林	71.2	71.0	70.9	70.8	70.7	70.4	70.3	70.4	70.5	70.5
国有林	21.7	21.5	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4	21.4	21.5	21.5
民有林	49.5	49.5	49.7	49.5	49.3	49.0	48.9	49.0	49.0	48.9
原野等	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
水面・河川・水路	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
水面	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
河川	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
水路	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
道路	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1
一般道路	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1
農道	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
林道	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
宅地	3.8	3.9	3.9	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.2	4.1
住宅地	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
工業用地	0.8	0.8	0.8	0.8	1.1	1.1	0.9	0.8	1.1	1.0
その他の宅地	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0	1.2	1.3	1.1	1.1
その他	5.5	5.8	6.2	6.6	6.8	7.3	7.4	7.4	7.3	7.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市街地	—	1.4	—	—	—	—	2.1	—	—	—

(7) 農地面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	農地面積			町土面積	人口	町土面積に占める農地割合	人口1人当たり農地面積	農地面積	県土面積に占める農地割合	人口1人当たり農地面積
	田	畑	計							
	ha	ha	ha	ha	人	%	a/人	ha	%	a/人
平成26年	2,240	231	2,471	22,549	—	11.0	—	130,118	17.9	—
平成27年	2,200	227	2,427	22,549	28,244	10.8	8.59	129,461	17.8	5.55
平成28年	2,170	223	2,393	22,549	—	10.6	—	128,579	17.7	—
平成29年	2,110	200	2,310	22,549	—	10.2	—	127,752	17.5	—
平成30年	2,090	192	2,282	22,549	—	10.1	—	126,902	17.4	—
平成31年	2,060	178	2,238	22,549	—	9.9	—	126,380	17.4	—
基準年 令和2年 (2020年)	2,060	174	2,234	22,549	28,786	9.9	7.76	125,806	17.3	5.47
令和3年	2,020	178	2,198	22,549	—	9.7	—	125,440	17.2	—
令和4年	2,010	175	2,185	22,549	—	9.7	—	125,255	17.2	—
中間年 令和5年 (2023年)	2,010	188	2,198	22,549	—	9.7	—	124,480	17.1	—
目標年 令和13年 (2031年)	1,983	183	2,166	22,549	30,000	9.6	7.22	—	—	—

注1) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 平成27年、令和2年の人口は「国勢調査」(各年10月1日現在)による。

(8) 森林面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	森林面積 ha	人口 人	町土面積 ha	人口1人 当たり 森林 面積 ha/人	町土面積 に占める 森林の 割合 %	森林面積 ha	人口1人 当たり 森林 面積 ha/人	県土面積 に占める 森林の 割合 %
平成26年	16,058	—	22,549	—	71.2	416,113	—	57.1
平成27年	16,008	28,244	22,549	0.57	71.0	415,885	0.18	57.1
平成28年	15,987	—	22,549	—	70.9	415,655	—	57.1
平成29年	15,966	—	22,549	—	70.8	415,360	—	57.0
平成30年	15,936	—	22,549	—	70.7	414,275	—	56.9
平成31年	15,864	—	22,549	—	70.4	413,981	—	56.8
基準年 令和2年 (2020年)	15,858	28,786	22,549	0.55	70.3	413,521	0.18	56.8
令和3年	15,876	—	22,549	—	70.4	413,713	—	56.8
令和4年	15,897	—	22,549	—	70.5	413,558	—	56.8
中間年 令和5年 (2023年)	15,889	—	22,549	—	70.5	413,570	—	56.8
目標年 令和13年 (2031年)	15,878	30,000	22,549	0.53	70.4	—	—	—

注1) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 平成27年、令和2年の人口は「国勢調査」(各年10月1日現在)による。

(9) 農地、森林面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	町土		県土	
	農地, 森林の 合計	面積に 占める 割合	農地, 森林の 合計	面積に 占める 割合
	ha	%	ha	%
平成26年	18,529	82.2	546,231	75.0
平成27年	18,435	81.8	545,346	74.9
平成28年	18,380	81.5	544,234	74.7
平成29年	18,276	81.1	543,112	74.6
平成30年	18,218	80.8	541,177	74.3
平成31年	18,102	80.3	540,361	74.2
基準年 令和2年 (2020年)	18,092	80.2	539,327	74.1
令和3年	18,074	80.2	539,153	74.0
令和4年	18,082	80.2	538,813	74.0
中間年 令和5年 (2023年)	18,087	80.2	538,050	73.9
目標年 令和13年 (2031年)	18,044	80.0	—	—

注) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」
(宮城県、4月1日現在)による。

(10) 原野等面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	原野等 面積	町土 面積に 占める 割合	原野等 面積	県土 面積に 占める 割合
	ha	%	ha	%
平成26年	427	1.9	3,703	0.5
平成27年	427	1.9	3,703	0.5
平成28年	396	1.8	3,755	0.5
平成29年	396	1.8	3,755	0.5
平成30年	396	1.8	3,755	0.5
平成31年	396	1.8	3,755	0.5
基準年 令和2年 (2020年)	396	1.8	3,880	0.5
令和3年	396	1.8	3,881	0.5
令和4年	396	1.8	3,882	0.5
中間年 令和5年 (2023年)	396	1.8	3,883	0.5
目標年 令和13年 (2031年)	396	1.8	—	—

注) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」
(宮城県、4月1日現在)による。

(11) 水面・河川・水路面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	水面・河川・水路面積	人口	町土面積	人口千人当たりの水面・河川・水路面積	町土面積に占める割合	水面・河川・水路面積	人口千人当たりの水面・河川・水路面積	県土面積に占める割合
	ha	人	ha	ha/千人	%	ha	ha/千人	%
平成26年	805	—	22,549	—	3.6	32,707	—	4.5
平成27年	803	28,244	22,549	28.43	3.6	32,886	14.09	4.5
平成28年	802	—	22,549	—	3.6	32,876	—	4.5
平成29年	799	—	22,549	—	3.5	32,886	—	4.5
平成30年	798	—	22,549	—	3.5	32,917	—	4.5
平成31年	797	—	22,549	—	3.5	32,895	—	4.5
基準年 令和2年 (2020年)	797	28,786	22,549	27.69	3.5	32,969	14.32	4.5
令和3年	795	—	22,549	—	3.5	32,969	—	4.5
令和4年	794	—	22,549	—	3.5	32,939	—	4.5
中間年 令和5年 (2023年)	794	—	22,549	—	3.5	32,912	—	4.5
目標年 令和13年 (2031年)	799	30,000	22,549	26.63	3.5	—	—	—

注1) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 平成27年、令和2年の人口は「国勢調査」(各年10月1日現在)による。

(12) 道路面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	道路面積				町土面積	人口	町土面積に占める道路面積の割合	人口千人当たり道路面積	道路面積指数 (平成26年=100)	道路面積	県土面積に占める道路面積の割合	人口千人当たり道路面積	道路面積指数 (平成26年=100)
	一般道路	農道	林道	計									
平成26年	ha 445	ha 186	ha 49	ha 680	ha 22,549	人 —	% 3.0	ha/千人 —	100.0	ha 32,493	% 4.5	ha/千人 —	100.0
平成27年	456	185	49	690	22,549	28,244	3.1	24.43	101.5	32,620	4.5	13.98	100.4
平成28年	457	183	52	692	22,549	—	3.1	—	101.8	33,246	4.6	—	102.3
平成29年	456	181	52	689	22,549	—	3.1	—	101.3	33,477	4.6	—	103.0
平成30年	457	178	52	687	22,549	—	3.0	—	101.0	33,729	4.6	—	103.8
平成31年	459	176	52	687	22,549	—	3.0	—	101.0	34,411	4.7	—	105.9
基準年 令和2年 (2020年)	459	176	52	687	22,549	28,786	3.0	23.87	101.0	34,506	4.7	14.99	106.2
令和3年	459	175	52	686	22,549	—	3.0	—	100.9	34,738	4.8	—	106.9
令和4年	462	174	55	691	22,549	—	3.1	—	101.6	34,844	4.8	—	107.2
中間年 令和5年 (2023年)	462	175	55	692	22,549	—	3.1	—	101.8	34,939	—	—	107.5
目標年 令和13年 (2031年)	475	175	55	705	22,549	30,000	3.1	23.50	105.5	—	—	—	—

注1) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 平成27年、令和2年の人口は「国勢調査」(各年10月1日現在)による。

(13) 宅地面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	宅地面積				人口	人口1人 当たり 宅地 面積	宅地 面積	人口1人 当たり 宅地 面積
	住宅地	工業 用地	その他の 宅地	計				
平成26年	ha 424	ha 175	ha 263	ha 862	人 —	m ² /人 —	ha 45,714	m ² /人 —
平成27年	431	171	276	878	28,244	310.9	47,294	202.6
平成28年	437	171	280	888	—	—	47,728	—
平成29年	441	171	281	893	—	—	47,922	—
平成30年	443	249	217	909	—	—	48,145	—
平成31年	445	251	219	915	—	—	48,244	—
基準年 令和2年 (2020年)	446	209	261	916	28,786	318.2	48,336	210.0
令和3年	448	181	296	925	—	—	48,532	—
令和4年	450	242	244	936	—	—	48,620	—
中間年 令和5年 (2023年)	451	242	244	937	—	—	48,676	—
目標年 令和13年 (2031年)	457	257	247	961	30,000	320.3	—	—

注1) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 平成27年、令和2年の人口は「国勢調査」(各年10月1日現在)による。

(14) 住宅地面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	住宅地面積	世帯数	1世帯 当たり 住宅地 面積	住宅地面積	1世帯 当たり 住宅地 面積
	ha	世帯	m ²	ha	m ²
平成26年	424	—	—	27,658	—
平成27年	431	10,177	423.5	28,717	304.0
平成28年	437	—	—	28,790	—
平成29年	441	—	—	28,956	—
平成30年	443	—	—	28,981	—
平成31年	445	—	—	29,092	—
基準年 令和2年 (2020年)	446	11,441	389.8	29,333	298.5
令和3年	448	—	—	29,472	—
令和4年	450	—	—	29,520	—
中間年 令和5年 (2023年)	451	—	—	29,587	—
目標年 令和13年 (2031年)	457	13,500	338.5	—	—

注1) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 平成27年、令和2年の世帯数は「国勢調査」(各年10月1日現在)による。

(15) 工業用地面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	工業 用地	従業 者数	従業員 1 人当たり 工業用地	工業 用地	従業員 1 人当たり 工業用地
	ha	人	m ²	ha	m ²
平成26年	175	5,785	302.5	2,697	247.6
平成27年	171	6,364	268.7	2,675	240.2
平成28年	171	6,757	253.1	2,675	233.4
平成29年	171	6,502	263.0	2,675	228.3
平成30年	249	7,797	319.4	2,868	244.8
平成31年	251	8,119	309.2	2,839	239.1
基準年 令和2年 (2020年)	209	8,352	250.2	2,882	257.8
令和3年	181	—	—	—	—
令和4年	242	—	—	—	—
中間年 令和5年 (2023年)	242	—	—	—	—
目標年 令和13年 (2031年)	257	10,300	249.5	—	—

注1) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

注2) 従業者数は「宮城県の工業」(宮城県統計課)による。

(16) その他の宅地面積の推移と目標

(参考) 宮城県

区 分	その他の宅地面積	町土面積	町土面積に占めるその他の宅地の割合	その他の宅地面積	県土面積に占めるその他の宅地の割合
	ha	ha	%	ha	%
平成26年	263	22,549	1.2	15,359	2.1
平成27年	276	22,549	1.2	15,902	2.2
平成28年	280	22,549	1.2	16,263	2.2
平成29年	281	22,549	1.2	16,291	2.2
平成30年	217	22,549	1.0	16,296	2.2
平成31年	219	22,549	1.0	16,313	2.2
基準年 令和2年 (2020年)	261	22,549	1.2	16,121	2.2
令和3年	296	22,549	1.3	16,285	2.2
令和4年	244	22,549	1.1	16,199	2.2
中間年 令和5年 (2023年)	244	22,549	1.1	16,111	2.2
目標年 令和13年 (2031年)	247	22,549	1.1	—	—

注) 令和5年までの面積は「宮城県国土利用計画管理運営資料」(宮城県、4月1日現在)による。

(17) 「その他」の面積と現況と目標

区 分	面積 (ha)				備 考
	基準年 令和2年 (2015年)	中間年 令和5年 (2023年)	目標年 令和13年 (2031年)	増減	
				R13-R5	
その他	1,661	1,643	1,644	1	町土面積から「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」の各面積を差し引いた面積で、学校教育施設用地、都市公園等の公共施設用地等、利用可能と想定される未利用地、人工雑種地、天然雑種地などである。

(18) 市街地の人口と面積

(参考) 宮城県

区 分	市街地 人口	市街地 面積	市街地 人口 密度	総人口	市街地 人口 ／ 総人口	市街地 人口 密度	市街地 人口 ／ 総人口
					%		%
昭和60年	6,253	—	—	18,768	33.3	59.6	50.7
平成2年	6,223	200	31.1	18,814	33.1	58.5	52.8
平成7年	6,884	170	40.0	22,856	30.1	58.3	56.1
平成12年	8,327	185	45.0	24,410	34.1	58.5	57.2
平成17年	8,809	194	45.4	24,509	35.9	58.4	58.1
平成22年	8,336	195	42.7	24,894	33.5	57.9	59.9
平成27年	16,783	307	54.7	28,244	59.4	58.1	64.1
基準年 令和2年 (2020年)	20,905	465	45.0	28,786	72.6	56.5	65.6
目標年 令和13年 (2031年)	22,119	492	45.0	30,000	73.7	—	—

注1) 昭和60年～令和2年の市街地人口、市街地面積、総人口は、国勢調査による。

令和13年の総人口は、大和町総合計画（第五次）による。

注2) 市街地とは「国勢調査」による人口集中地区（D I D）である。

（市町村の区域内で人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上の調査区がたがいに隣接して、その人口が5,000人以上となる地域である。）

(19) 利用区分別転換マトリックス表 (令和5年[2023年]～令和13年[2031年])

(単位: ha)

区分	基準年 令和5年 (2023年)	目標年 令和13年 (2031年)	減少	増加	増減	田	畑	森林	原野等	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の 宅地	その他	合計
田	2,010.0	1,982.7	27.3	0.0	-27.3						2.2		6.7			3.3	11.2	1.8	2.1	27.3
畑	188.0	183.4	4.6	0.0	-4.6						1.2		1.3			0.3	0.8	0.6	0.4	4.6
森林	15,889.0	15,877.6	11.4	0.0	-11.4						0.9		4.4			2.7	0.1		3.3	11.4
原野等	396.0	396.0	0.0	0.0	0.0															0.0
水面	224.0	224.0	0.0	0.0	0.0															0.0
河川	440.0	445.6	0.0	5.7	5.6															0.0
水路	130.0	129.3	0.7	0.0	-0.7						0.2		0.4				0.1			0.7
一般道路	462.0	475.4	1.5	14.9	13.4						0.1					0.9	0.3	0.2		1.5
農道	175.0	174.5	0.5	0.0	-0.5						0.1		0.3				0.1			0.5
林道	55.0	55.0	0.0	0.0	0.0															0.0
住宅地	451.0	457.4	1.3	7.8	6.4								0.3				0.9	0.1		1.3
工業用地	242.0	256.5	0.0	14.5	14.5															0.0
その他の宅地	244.0	246.9	0.0	3.2	2.9															0.0
その他	1,643.0	1,644.0	4.6	5.8	1.0						1.0		1.5			0.6	1.0	0.5		4.6
合計	22,549.0	22,548.3	51.9	51.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	14.9	0.0	0.0	7.8	14.5	3.2	5.8	

注) 目標年令和13年の面積は、令和5年(4月1日現在)の実績面積に令和5年度以降の利用区分別転換面積を加算して求めた。

用語解説

<ア行>

ICT

ICTは「Information and Communication Technology」の略で、情報と通信に関連する技術の総称です。

一般道路

道路法第2条第1項に定める道路。農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。

オープンスペース

主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。

<カ行>

開発行為

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更をいう。
なお、建築物の新築、改築等は含まない。

緩衝緑地

工業地帯などの公害発生源と市街地の間を遮断するように設けられる緑地帯をいう。

基準年次

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

減災

災害時において発生しうる被害を最小化するための取り組み。「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取り組みであるのに対し、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

健全な水循環

水循環基本法における人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

原野

一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えたままの状態では置かれている土地。宮城県国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

公益的機能

水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能など、森林が持つ様々な機能のこと。

公園・緑地

公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。

公共・公益施設

電気、ガス、水道、下水道、電話等の施設をいう。

工業用地

一般には、工業生産を行うための土地。宮城県国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員4人以上の事業所の敷地としている。

厚生福祉施設

病院、保健所、福祉事務所など国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。

交通施設

道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。

荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

国勢調査

国勢調査は、統計法という法律に基づき、1920年（大正9年）から5年ごとに、調査時点で3か月以上日本に住んでいる全ての人（外国人を含む）及び世帯を対象に、性別、出生の年月、就業状態、従業地または通学地、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方などを経年的に把握する国の最も重要な統計調査であり、回答は法律により義務付けられている。調査結果は、国や地方自治体の政策立案の基礎資料として活用されるほか、民間企業や研究機関でも広く利用されている。

国土強靱化

強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するもの。国の国土強靱化基本計画に定められている基本目標は、①人命の保護が最大限図られること、②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興とされている。

国土の管理構想

令和3年6月に国土交通省でとりまとめた、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示したものの。国では、国・都道府県・市町村・地域における国土の適切な管理に向けた指針として、各レベルでの国土管理の実践的な取組を推進しており、それぞれの国土利用計画の実行計画として位置づけることとしている。

<サ行>

災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、渇水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害のこと。これらのうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。

再生可能エネルギー

限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

採草放牧地

農地法第2条第1項の採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作、養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料及び飼料の材料を得るための採草のこと。

市街地

本計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（D I D）をいう。都市計画関係では、都市計画法における既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。

自然環境

日光、大気、水、土、生物等によって構成され、微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。

自然環境保全基礎調査

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、生物の多様性の確保などに寄与することを目的として、環境大臣が指定する国立公園、国定公園及び知事が指定する県立自然公園の総称。

住宅ストック

既存のもの又は新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体をいう。

住宅地

「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。

住民基本台帳

市区町村がその住民の方々について、住民としての地位に関する正確な記録を常に整備しておくための制度で、市区町村が行政区域内に住む人の住民票を作成し、選挙人名簿、国民健康保険や国民年金、介護保険などの行政サービスの基礎として利用されている。

新型コロナウイルス

令和元年末頃から中国において流行が始まったと推定されている新型感染症（COVID-19）の病原体ウイルスのこと。

人口

当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。

人口集中地区

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境界内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人井寿となる区域をいう。

森林

一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、本計画においては森林法にいう国有林と民有林の合計をいう。

森林環境譲与税

国から市町村及び都道府県に譲与される税であり、森林の整備及びその促進に関する施策などに用いることとされている。

森林資源

物的存在としての森林に対し、森林資源とは原料、材料をはじめ、保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値を込めた用語。

水面・河川・水路

一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、本計画においては水面は湖沼（天然湖沼及び人造湖）とため池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路をいう。

生活環境

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、日常生活を取り巻く環境をいう。

生活関連施設

学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設その他の都市基盤施設をいう。

生態系

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。

生物多様性

生物多様性条約では、すべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

世帯

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。

その他の宅地

本計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所、店舗用地等が含まれる。

<夕行>

太陽光発電施設

太陽光を電気に変換するための施設（太陽光パネル等）及びその付属施設。

宅地

本計画では、土地登記上宅地とされた土地をいう。したがって、住宅地以外に工業用地、事務所用地、店舗用地等も含まれる。

脱炭素社会

脱炭素社会は、二酸化炭素の排出量を減らしてゼロにする社会をいう。

多面的機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料、その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

治山施設

土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置する施設。

地籍調査

毎筆の土地について、所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること。

地理空間情報

空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報、もしくは位置情報のみからなる情報のこと。

町土

土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。

町土保全

急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。

低未利用地

市街地の内部で土地利用がなされていない土地又は土地の立地条件に対して有効な土地利用がなされていない土地をいう。

デジタルデータ

デジタルデータとは、アナログデータを数値化した情報のことで、コンピュータが処理できる情報に変換したデータをいう。

テレワーク（リモートワーク・在宅勤務等）

オフィス勤務以外の勤務形態の総称であり、「離れて(tele)」「働く(work)」という言葉を組み合わせた造語である。テレワークの種類は、「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の3つに大きく分けられる。

都市

人々が密集して生活及び生産活動を展開している地域。

<ナ行>

内水

豪雨時に河川や水路から雨水が溢れるのではなく、住宅地や農地に雨水がたまって氾濫すること。

農業用排水路

農業用水を供給し、排水するための水路。

農地

広義には農業に用いる土地全般をさすが、本計画では農地法第2条第1項の農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされているもの。

農道

農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路のこと。

<ハ行>

バイオマス

生態学で、特定の時点においてある空間に存在する生物（バイオ）の量を、物質（マス）の量として表現したもの。転じて生物由来の資源を指すこともあり、バイオマスの利用法には燃料とするものがあり、その場合バイオ燃料（Biofuel）またはエコ燃料、木質燃料といった言葉が使われる。

ハザードマップ

洪水、地震、土砂災害などの発生が予想される危険区域を示した地図の総称をいう。

ベッドタウン

仙台市等の都心へ通勤する人の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した衛星都市をいう。

文教施設

学校、図書館など、国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

<マ行>

街並み景観

地形や自然環境、建築物、街路等の街並みの構成要素を総体として生み出す外観をいう。

水環境

水を中心にとらえた環境をいう。水質、水量、水生生物及び水辺地を含む概念であり、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとしてとらえたもの。

水辺空間

川辺、湖畔などの水際の空間をいう。

<ヤ行>

優良農地

生産力が高く、かつ少なくとも 10ha 以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待が持てる農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。

<ラ行>

リモートセンシング

遠く離れたところ（リモート）から、対象物に触れずに対象物の形や性質を測定する（センシング）技術のこと。

流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。

緑地

樹林地、草地、水辺地等が単独で又は一体となって良好な自然環境を形成しているもの。

林道

林産物の輸送など、森林の管理や経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。本計画では、国有林道及び民有林道のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条の自動車をいう。